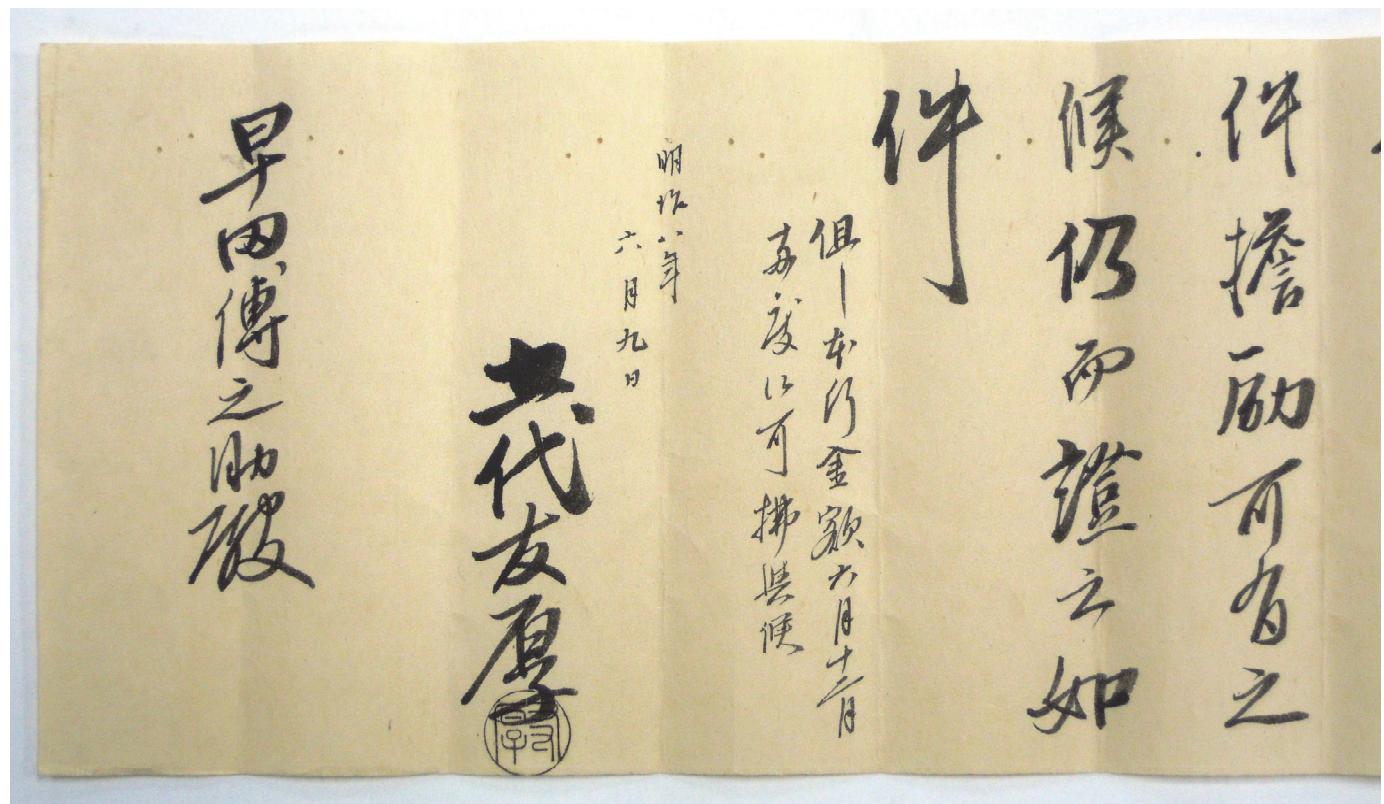


福島県史料情報

第44号 平成28年（2016）2月



明治8年（1875）6月9日付証（部分、早田傳之助家文書（その2）801-⑦）

五代友厚の半田銀山再開発と早田傳之助

半田銀山（伊達郡桑折町）は、江戸時代には石見

銀山（島根県大田市）・生野銀山（兵庫県朝来市）とともに、「三大銀山」と称された幕府直轄の銀山であった。

慶応二年（一八六六）には幕府の手を離れ、北半田村名主であつた早田傳之助が銀山経営を請け負うようになるが、明治三年（一八七〇）の坑内事故により閉山となつた。早田家は、半田銀山が幕府直営であつた頃より出入りを許された商人の家柄である。

半田銀山は明治六年七月には官営に指定されたが、早くも翌年七月には薩摩藩出身の大久保利通・松方正義ら政府高官と親しかった鹿児島県士族五代友厚の弘成館へ払い下げられたのである。

当館収蔵の早田傳之助家文書のなかには、包紙の表に「五代様書類」と書かれた十三通の近代文書があり、早田家にとって特別な意味を持つ文書群として取り扱われてきたことがうかがい知れる。

友厚は、明治七年五月二十五日に桑折の大島屋で半田銀山再開発の現地事務代理人のことにより傳之助と面会している。友厚らは、翌年六月八日から十二日まで早田邸に止宿して半田銀山を視察し、十二日に福島県庁を訪問している。図版の文書は、このときに書かれたものである。その内容は、友厚が半田銀山再開発に関する現地の事務代理人である傳之助に年報酬五十円を約束し、銀山経営が盛況になつた際には報酬を引き上げるので、業務をしっかりと遂行してほしいと述べている。この報酬は、六月と十二月の二度に分けて支払われることとなつた。なお、黒印の印文は、隸書体による「友厚」である。

明治九年六月二十一日には明治天皇の半田銀山行幸があつた。七月二十五日には、友厚は南半田村の鉱脈の採掘権を得て再び開坑し、この出願事務も信頼していた傳之助に委任している。

（渡邊智裕）

江戸期の鉄砲所有と管理

諸家文書の中には、鉄砲（火縄銃）の管理と扱いについての文書が多くある。一六世紀末から進められた「刀狩り」による武士階級とそれ以外の階級との身分的分離政策、いわゆる「兵農分離」後においても、「鉄砲改」などの法令を発布し村々で所有する鉄砲の取締りを行っている。

江戸幕府の法典である「公事方御定書」によれば、寛文二年（一六六二）「獵師之外鉄砲停止之事」が関八州内に適用され、その後、貞享四年（一六八七）の御触書により全国に法令順守の布令が出されている。おりしも、幕府が生類憐みの令を布令したのと同年である。

この貞享四年の「鉄砲改」には全國に布令された事を示す「何国何郡何村」の記述がある上、百姓が所持できる鉄砲を「用心鉄砲・威鉄砲（月切鉄砲）・獵師鉄砲」に規定している。写真のような鉄砲証文は、百姓が鉄砲を使用する場合に村から領主に提出する文書であり、鉄砲改証文・鉄砲改帳・鉄砲預証文・獵師鉄砲預証文等がある。記載内容は、持ち主・鉄砲の数・弾丸の大きさ・害獣名・害獣による被害内容・違反した場合の連帶責任等の共通した記載で

ある。

証文の中には、作物や人馬に対し

て被害をもたらす獣の威嚇に使用す

る「威鉄砲」に関しての文書が比較的多く、各藩において産業の奨励に

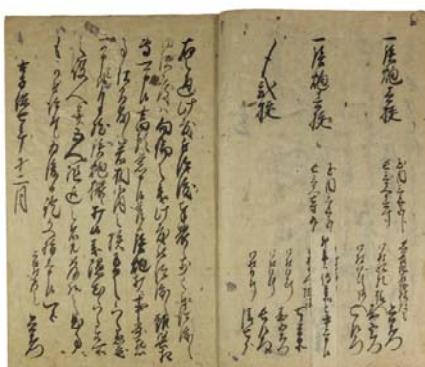
よって山林原野が開発され、人と鳥獣類の住環境に大きな変化がもたらされたことが窺い知れる。また、諸家文書の中には、預かった鉄砲が壊れたことによる取替の願書や獵師鉄砲鑑札願いなどもある。

なお、鉄砲の種類は、使用弾丸の

大きさと銃の長さで表記され、概ね三匁五分（一三グラム）の弾丸と、三尺五寸（一〇七センチ）前後の長さの銃の記載が多い。

鉄砲に関する法令は、武器としての鉄砲を没収し、改めて登録することによって、治安維持に繋げる銃規制の原点であり、現代にも通ずるものである。

（佐々木慎二）



「鉄砲預帳」(矢沢三郎家文書1157)

白河藩から発注された相馬駒焼

相馬駒焼

元年（一七四一）より白河藩領とな

り、堀切家は中村・白河・福島など

の諸藩の御用達の家柄でもあった。

図版は、白河藩が特別に注文した

有形民俗文化財の「田代駒焼登り窯」

一基は、五年前の東日本大震災により被害を受けた。昨年十二月には、相馬市が田代家から譲り受けた修理保存されることになったのである。

相馬駒焼は田代駒焼ともいい、田代窯は中村藩の御用窯であつたため、江戸時代には相馬駒焼は一般に流通せず、主に進物や贈答品として用いられていた。田代家の当主は、代々 清治右衛門を襲名している。

当館収蔵の堀切三郎家文書のなかに、寛政期（一七八九—一八〇一）頃の白河藩が、中村藩御用達でもあつた堀切家を通して田代清治右衛門に相馬駒焼の作製を依頼し、その経緯がよく分かる興味深い文書が残されている。堀切三郎家文書は、上飯坂村大庄屋格であつた堀切家文書の一部で、新宅に出たときに引き継がれたものである。上飯坂村は、寛保

の高台の直径が三寸、口からの高さは六寸、胴の中程の膨らみが八寸位、口周りのしし（突起）が四五分位で

が三寸五分、縁の厚さが三分位、底の高台の直径が三寸、口からの高さは六寸、胴の中程の膨らみが八寸位、口周りのしし（突起）が四五分位で

が三寸五分、縁の厚さが三分位、底

の高台の直径が三寸、口からの高さ

は六寸、胴の中程の膨らみが八寸位、

口周りのしし（突起）が四五分位で

が三寸五分、縁の厚さが三分位、底

の高台の直径が三寸、口からの高さ

は六寸、胴の中程の膨らみが八寸位、

禁じられた墨塗り

江戸時代の伊達・相馬地方などには、新年の風物詩の一つに「墨塗り」があった。「墨塗り」は、小正月（一月一五日前後）などに、村落内で墨・鍋墨を顔に塗りあう行事で、厄払いとして全国で行われていた。なかでも、伊達・相馬地方では、祝いの意味も兼ねて新婚夫婦の顔に墨を塗る風習があり、相馬中村藩の地誌『奥相志』や、石金音主・内池永年共著『陸奥国信夫郡伊達郡風俗記』に記述がある。特に「伊達の墨塗り」は広く知られ、東国の名勝・風俗・説話を受けた寛政二三年（一八〇〇）刊行『東遊奇談』に、著者一無散人が築館（月館）で体験した墨塗りの様子が紹介されている。また、享和二年（一八〇二）刊行『俳諧新季寄』（菅沼奇淵編）では、新年の季語に伊達郡の「墨ぬり」を挙げている。

このように、墨塗りは伊達地方の特筆すべき習俗であったが、江戸後期の川俣代官領では規制対象とされた。天保一〇年（一八三九）の「廻章」（渡辺弥平治家文書（その一）六一二）は、代官による墨塗り禁止通達を、町飯坂村（川俣町）名主・検断が村内に周知させたものである。前文は「二年前の通達文で、」とある。前文は「二年前の通達文で、」とある。



累世年鑑（墨塗りの記述部分）

(渡辺弥平治家文書（その1）473)

記述に続き、「若物共内々二而墨ぬり致候、右二付墨ぬり悦之所江若物共手わけヲ致五人位も不報候」とあり、若者は密かに墨塗りを行っていたのである。さらに、参加者を五人未満に自粛し、したたかに自らの伝統を守つたのであった。

その墨塗りも、明治時代には「弊風」とも評されるようになり、後に小正月の存在が薄れるにつれ墨塗りも姿を消していった。（小野孝太郎）

月一五日前後）などに、村落内で墨・鍋墨を顔に塗りあう行事で、厄払いとして全国で行われていた。なかでも、伊達・相馬地方では、祝いの意味も兼ねて新婚夫婦の顔に墨を塗る風習があり、相馬中村藩の地誌『奥相志』や、石金音主・内池永年共著『陸奥国信夫郡伊達郡風俗記』に記述がある。特に「伊達の墨塗り」は広く知られ、東国の名勝・風俗・説話を受けた寛政二三年（一八〇〇）刊行『東遊奇談』に、著者一無散人が築館（月館）で体験した墨塗りの様子が紹介されている。また、享和二年（一八〇二）刊行『俳諧新季寄』（菅沼奇淵編）では、新年の季語に伊達郡の「墨ぬり」を挙げている。

このように、墨塗りは伊達地方の特筆すべき習俗であったが、江戸後期の川俣代官領では規制対象とされた。天保一〇年（一八三九）の「廻章」（渡辺弥平治家文書（その一）六一二）は、代官による墨塗り禁止通達を、町飯坂村（川俣町）名主・検断が村内に周知させたものである。前文は「二年前の通達文で、」とある。前文は「二年前の通達文で、」とある。

若者共合罷越墨を塗り度を越した墨塗りを「以之外不埒至極」と批判し、墨塗りを禁じている。しかし、その後も墨塗りの風聞は絶えなかつたため、本書で墨塗り禁止を再通達したのであった。

同村で村役人を務めた渡辺家の日記「累世年鑑」天保八年部分（同家文書四七三）の正月一四日付には、最初の通達を受けた村の対応が記されている。墨塗りを禁じた御触れの記述に続き、「若物共内々二而墨ぬり致候、右二付墨ぬり悦之所江若物共手わけヲ致五人位も不報候」とあり、若者は密かに墨塗りを行っていたのである。さらに、参加者を五人未満に自粛し、したたかに自らの伝統を守つたのであった。

その墨塗りも、明治時代には「弊風」とも評されるようになり、後に小正月の存在が薄れるにつれ墨塗りも姿を消していった。（小野孝太郎）

次に箇条書きの内容を列記する。

第一条、百姓は農業に専念し出精すること。第二条、父母に孝養し、年長者を敬い、村内和合すること。第三条、冠婚葬祭をはじめ吉凶事の奢侈を禁じ、その規模・人数を慎むこと。第四条、名主は絹・紬、その他木綿を着用すること。第五条、買芝居・買角力・子躍を禁じ、社寺参詣も極力自粛すること。第六条、博打・賭け事を禁じ、無宿を取り締

理・保存する役割を担う施設のため、収蔵資料の大部分が紙資料である。だが、非紙資料であっても、古文書などの資料群に付随し、地域の歴史を紐解く上で重要な資料は収蔵される場合がある。その一例も兼ね、文書四七三）の正月一四日付には、最初の通達を受けた村の対応が記されている。墨塗りを禁じた御触れの記述に続き、「若物共内々二而墨ぬり致候、右二付墨ぬり悦之所江若物共手わけヲ致五人位も不報候」とあり、若者は密かに墨塗りを行っていたのである。さらに、参加者を五人未満に自粛し、したたかに自らの伝統を守つたのであった。

その墨塗りも、明治時代には「弊風」とも評されるようになり、後に小正月の存在が薄れるにつれ墨塗りも姿を消していった。（小野孝太郎）

次に箇条書きの内容を列記する。

第一条、百姓は農業に専念し出精すること。第二条、父母に孝養し、年長者を敬い、村内和合すること。第三条、冠婚葬祭をはじめ吉凶事の奢侈を禁じ、その規模・人数を慎むこと。第四条、名主は絹・紬、その他木綿を着用すること。第五条、買芝居・買角力・子躍を禁じ、社寺参詣も極力自粛すること。第六条、博打・賭け事を禁じ、無宿を取り締

高札の掲示と民風改正

また、前文には高札が立てられた背景の記述があり、遡ること四〇年以上前、文化年間に塙代官の寺西重次郎封元が打ち出した「民風改正」の違反者が増えてきたためとある。

「民風改正」は、寺西が中心となつて、近隣諸藩との連携により広域での違反者が増えてきたためとある。当時問題化していた百姓の窮乏と農村荒廃の危機にあたり、「農業への専従」と「奢侈禁止と儉約・備荒」を徹底させることで、農村生活の改善と安定期的な年貢確保を図るものであつた。

本高札は、こうした寺西の意が定的年貢確保を図るものであつた。本高札は、こうした寺西の意が定的年貢確保を図るものであつた。材質は木であるものの、古文書でもあり、後の公文書ともいえる資料である。（小野孝太郎）



〔民風御改正〕申渡（冒頭部分）

(松本喜輝家文書（その2）1)

明治期の砂鉄製錬の一例

けて提出されている。

「製鉄場設立願」の添付図面によると、製鉄場には炭置場・砂鉄置場

歴史は、浜通り海岸部丘陵を中心に七世紀の後半に開始され、平安時代の前期頃まで盛んに行なわれている

ことが発掘調査によつて知られるようになつた。なお、古代に比定され

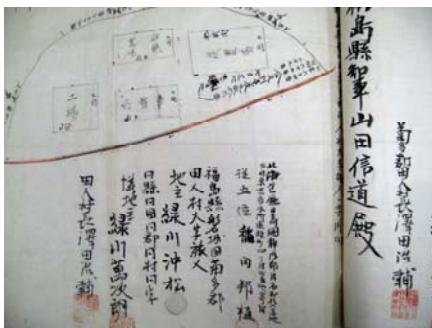
り以外でも少數認められるが、国が

関与したと考えられるレベルの遺跡

があるのは今のところ浜通りだけである。中世から近世にかけての製鉄

遺跡は阿武隈山地内に多く認められ、米沢藩内の製鉄事情の一端については前号で紹介したところである。

ここで取り上げるのは明治期の県庁文書「鉱業農第廿八号」に見る砂鉄製錬に関する資料で、元徳島藩の筆頭家老で士族の稻田邦植が、地主等との連名で福島県知事に宛てた鉄製造のための製鉄場の設立願いである。



鉱業農第廿八号（製鉄場設立願添付図）

（明治・大正期の福島県庁文書3262）

歴史資料館の一年

ファイル上映会は、「日本の伝統文化」をテーマとし、歴史や風土、民俗芸能、伝統文化に関する記録映画を三回に分けて上映しました。

今年度前半は、ふくしまデステイネーションキヤンペーン本番ということもあり、収蔵資料展では前期・後期の二回に分けて、多くの人々に愛でられ、親しまれてきた「花」と

「温泉」を取り上げて、ふくしまの魅力を紹介しました。展示資料としては館収蔵の屏風・掛け軸・出版物・絵葉書などの絵画資料を中心用い、より多くの方々の理解の助けとなるよう企画しました。

年があらたまつてからの収蔵資料展は、前年度に刊行した収蔵目録第四六集で公開した資料を基に代表的な資料を展示了した「新公開史料展」としました。特に近世の湯野村（現福島市飯坂町湯野）の資料が充実しており、当時の生活ぶりを髪髪とさせて資料群です。

また、初めての試みとして、収蔵資料展の合間に、近世の豆知識として「パネル展」を実施しました。古文書講座では、「口留番所の文書を読み解く」と題し、藩が領境に設けた口留番所に関わる「番所役人の任命と交通手形」・「番所の武器と馬の通行規定」・「流通統制された産物」の文書を取り上げ、番所の活動について四回にわたり読み解きました。

福島県文化振興財団の自主事業である芸術文化振興事業の「歴史再発見事業」では、他の部署と連携しながら、「歴史に学ぶふくしまの記憶」と題して資料展と成果報告会を実施しました。人と木のかかわりを通して歴史へのアプローチを試みました。業務の一環である寄託文書の整理も滞りなく進めています。

福島県史料情報

第44号 平成28年2月25日

編集・発行

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195

URL <http://www.history-archives.fks.ed.jp/>

E-mail office@history-archives.fks.ed.jp